

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 JAN (Vol.57)

CONTENTS

海外拠点ニュース	コロナ禍の香港への再入国体験談.....	2
株式会社中国銀行	香港支店.....	2
新興国ニュース	第57回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	5
【2022年税制改正】	<インドネシア>.....	10
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)	米国公認会計士 加藤 豪氏.....	10
タイ法令の最新情報	12
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	12
国外源泉所得に対する課税<マレーシア>	14
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	14
中国個人所得税法改正の移行措置の期限到来に伴う年一回性賞与及び外国籍者への免税措置が延長に	16
上海邁伊茲諮詢有限公司	マネジメントソリューション事業部	
事業部長 加藤正志氏		
BPO 部長 胡鵬梅氏 (Hu Juanmei)	16



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL:086-234-6539

香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

コロナ禍の香港への再入国体験談

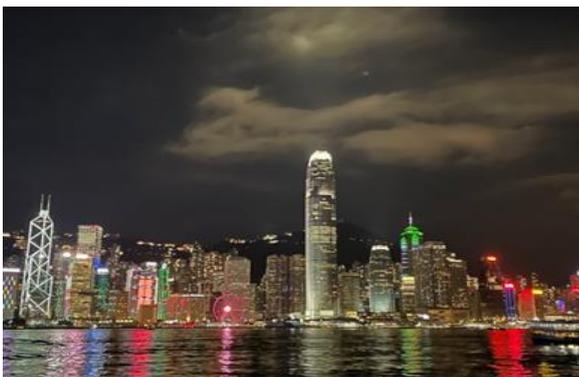
株式会社中国銀行 香港支店

2019 年末から感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、世界的に渡航規制をはじめとした様々な規制が課されています。今回は香港支店の派遣行員が昨年 12 月に日本へ一時帰国し、再入国した際の体験談についてお届けします。

1. 感染状況

2021 年 12 月 31 日時点での累計感染者は 12,655 人です。現在日々十数人程度の感染者が報告されているものの、香港内での感染は稀で、そのほとんどが輸入症例です。2021 年 11 月に確認された香港でのオミクロン株も輸入症例でした。2021 年 12 月末時点では飲食店等の規制が緩和されており、市民の生活が日常に戻りつつありましたが、オミクロン株の感染拡大により規制強化の動きが出ています。

海上から眺めるセントラルの夜景



設立 100 周年で賑わう黄大仙



2. 香港の入境規制 (2021 年 12 月 31 日現在)

香港政府はゼロコロナを目指し、厳格な入境規制を定めています。香港入境時に適用される規制（査証の可否や強制隔離期間等）は、渡航者が過去の一定期間内に滞在していた国のリスクレベルにより決定されます。リスクレベルはグループ A（高リスク）、B（中リスク）、C（低リスク）に分類されており、現在日本はグループ A に分類されています。以前日本はグループ B でしたが、オミクロン株の発生により 2021 年 12 月 3 日から引上げとなり、日本からの入境規制が厳格化されました。下記では日本からの入境規制と空港到着時の検疫および強制隔離について説明します。

(1) 日本からの入境規制

- ・ 入境資格者
 - 香港居民（香港 ID または長期滞在査証を持つ者）のみ入境が可能です。
 - なお、グループ A への引上げ前は香港居民以外（査証なし）でも入境が可能でした。
- ・ ワクチン接種
 - 香港政府の指定するワクチンを規定回数受け、14 日間が経過している必要があります。ワクチンはファイザー、アストラゼネカ、モデルナ等が認められており、入境時にはワクチン接種証明書の提示が必要です。
- ・ 陰性証明の取得
 - 搭乗時間から 48 時間以内に受けた PCR 検査の陰性証明が必要です。
- ・ 強制隔離
 - 入境日を含み 21 日間の強制隔離があります。
 - 入境前に政府指定の隔離ホテルを予約しておく必要があります。入境時にはホテルの予約確認書の提示が求められます。現在政府指定ホテルは 40 件あり、ランクによって金額や部屋の広さ、食事の質等が異なります。

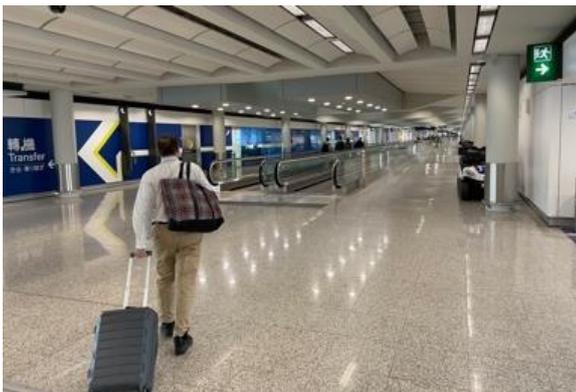
(2) 空港到着時の検疫

航空機が到着後、係員の指示に従って検疫会場に向かいます。検疫会場では、PCR 検査に加え、陰性証明書等の要求書類の確認が行われます。

書類の確認では出国前に登録が求められる「Health & Quarantine Information Declaration」(検疫情報申告書)で発行されたQRコードと身分証明書(パスポートもしくは香港ID)、ワクチン接種証明書、陰性証明書、ホテルの予約確認書を提示し、「Compulsory Quarantine Order」(強制検疫指示書)が発行されます。

陰性が確認された後、入境審査と税関を経て、政府が手配したバスで各々が予約したホテルに移動します。混雑具合にもよりますが、着陸からホテル到着まで4時間から5時間かかります。

検疫会場に向かう通路



(3) 隔離生活

隔離期間中は一切部屋から出ることはできません。違反した場合、HKD25,000(約35万円)の罰金と6ヶ月の禁錮刑が課される可能性があります。また、数日に1回PCR検査が行われます。

食事はホテルの提供する食事かデリバリーサービスを利用します。デリバリーサービスでは飲食店の料理以外にも、インスタント食品やお酒、お菓子等を調達することもできます。また、外部の人(家族・友人・同僚)から食材等を届けてもらうことも可能です。

(4) 中国近隣地域(広東省・マカオ)の往来に係る規制

香港の近隣地域(広東省・マカオ)との往来もコロナに関する規制の例外ではありません。香港からの渡航は困難もしくはできません。

香港から広東省へ向かう場合は査証の取得(取得困難)と隔離が必要となります。広東省から香港へは「Come2hk」スキームを使用し隔離なしで入境できます(事前登録および人数制限有)。

香港からマカオへの渡航については外国人の渡航は認められていません。マカオから香港への渡航はワクチンの接種状況により7日間もしくは14日間の隔離が必要です。

(5) 香港入境時の体験談

香港支店では2021年7月から順次派遣行員の一時帰国を実施いたしました。香港では上記の通り厳格な入境規制が定められています。それに加え香港内外での感染状況の変化により、規制の変更も機動的に行われます。

実際に起こったこととして、派遣行員の5名中2名が日本滞在中に隔離期間が延長となり、隔離ホテルの予約変更を余儀なくされました。幸運にもホテルに空きがあり、予定通り香港に戻ることができたものの、ホテルの空きや航空機の運航状況次第では入境が1か月程度遅れる恐れがありました。

隔離ホテルでの生活は一步も外に出られず、窓を開けることもできません。狭い空間に一人ですので人によってはストレスを感じることもあります。気になる方は広い部屋を予約することをお勧めします。

3. 市中の規制(2021年12月31日現在)

(1) マスク着用義務

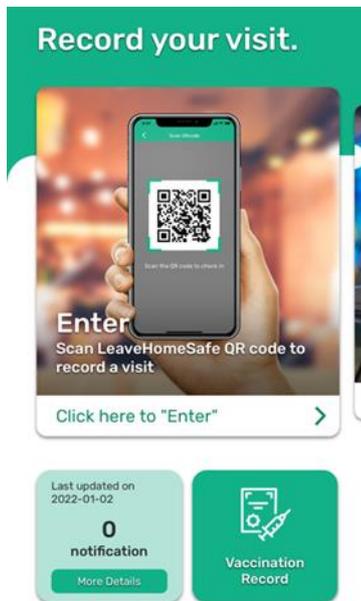
公共の場所ではマスクの着用が義務付けられており、違反した場合には最大HKD10,000(約14万円)の罰金が課される可能性があります。

(2) 飲食店の規制

飲食店は従業員のワクチン接種状況や下記「Leave Home Safe」アプリの導入状況等によりA～D類に分類されています。この分類により営業時間や収容人数、1卓あたりの人数等が定められています。

「Leave Home Safe」アプリは飲食店やデパート、美容院、公共施設等に設置されている所定のQRコードをアプリで読み取ることで来店履歴が登録され、訪れた施設でコロナ感染者が確認された場合にはその履歴を基に接触者にPCR検査の案内を行う仕組みです。

LeaveHomeSafe アプリ



QRコード



4. まとめ

香港のコロナ対策関連規制は日本に比べて厳格であり、近時まで域内は安全な状態（83日間域内感染ゼロ）が続いていました。しかしながら、オミクロン株の感染拡大に関連して、飲食店の営業時間短縮や、飲食店等入店時にワクチン接種証明の提示が求められる等、今後は規制強化が予定されています。香港政府はゼロコロナを目指しており、域内の感染状況に応じて、規制の強化と緩和を繰り返す状況が今後も続く予想されます。

※本記事については、香港支店の派遣行員が2021年7月から12月にかけて順次一時帰国した際の体験に基づき作成しております。実際の規制については、感染状況の変化等により変更が行われておりますので最新の情報をご確認下さい。

香港支店

所在地：

Rooms 601&609-610, 6th Floor Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong, People's Republic of China

TEL：852-2523-0312

FAX：852-2521-8730

新興国ニュース

第57回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ・インドネシア、ベトナムの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～タイ～

【競争取引法における与信期間の設定に関して】

今回は競争取引法第57条の詳細事項（下位規則）として「中小企業（SME企業）が製品やサービスを提供する取引における、中小企業に対して支払う対価における与信期間の設定」が告示され、2021年12月16日より施行されます。

当該告示は、もとより独占企業による社会への弊害を減らし、タイの正当な取引を増やし、消費者の利益につながることを目的とした競争取引法において、詳細が設定されていなかった与信期間の具体的な設定を行い、不公平な取引を減らすことを前提とした規則となります。

今回、与信期間の設定の対象となるSME企業の要件は下記の通りとなります。

製造業

従業員200人以下、または年間売上5億バーツ以下

卸売業、小売業、サービス業、

従業員100人以下、または年間売上3億バーツ以下の企業が、SME企業としての対象となります。

また、具体的な与信期間の設定に関してですが、原則上限が45日となります。

*ただし、農作物や農産物に関する取引に関しては、原則上限が30日となります。

当該与信期間に関しては、原則例外は認められず、ガイドラインの記載上、“合理的な理由が求められる”と記載されていますが、具体的に

合理的な理由の例などはあげられておらず、担当官に確認したところ、例外は通常認められないとの意見もあるため、例外が認められるケースは非常にハードルが高いものになると想定されます。

なお、当該内容に関してですが、SME企業である旨の証明及び、主張は、SME企業側（サプライヤー側）から取引先に対しておこなう必要があり、大企業側からSME企業側（サプライヤー側）に対して、確認や通知を行う義務はないとされています。

また、買い手側（バイヤー側）が、大企業でなくSME企業であった場合だとしても（つまりSME企業同士の取引）、大企業同様の与信期間の設定が求められると考えられています。

保護の対象となる取引は一般的にすべての取引が対象となるかと考えられますが、規則上は下記の通り記載されています。

- ・ 中小企業からの製品、またはサービスの購入
- ・ 委託販売
- ・ その他の取引

なお、この与信期間の起算は適正なサービス、製品の引き渡しが行われ、インボイスなどの取引上必要となる書類を受け取った時点から起算されます。

現状、既に両社の合意がある契約書だとしても、当該与信期間を超えている場合、サプライヤー（SME企業）からの主張及び証明等があった場合、変更する必要があるため、留意下さい。

なお、海外の法人との取引に関しては、明確なガイドラインは現状出ていませんが、タイの競争取引委員会が、海外の企業に実際に罰金等を科すことは実務上、管轄権の問題から難しいと考えられるため、対象外となるかと考えられます。

～インドネシア～

【2022年インドネシア最低賃金の発表】

11月30日にインドネシア全土における2022年の最低賃金が出そろいました。多くの地域で2021年と同様もしくは1%台の増加にとどまり、ここ数年5%~8%代で推移していたため企業にとってはポジティブな内容であると言えます。

また、在インドネシア日本大使館によると各労働組合による最低賃金上昇率に関するデモが行われる予定とされています。

以下、各州知事より告知された主要な都市の最低賃金と上昇率の一覧となります。

地域	2021年	2022年	上昇率
ジャカルタ特別州 (DKI Jakarta)	4,416,186Rp (約35,300円)	4,452,724Rp (約35,600円)	0.82%
ブカシ市 (Kota Bekasi)	4,782,936Rp (約38,200円)	4,816,921Rp (約38,500円)	0.71%
ブカシ県 (Kabupaten Bekasi)	4,791,844Rp (約38,300円)	4,791,844Rp (約38,300円)	0.00%
カラワン県 (Karawang Kota)	4,798,312Rp (約38,300円)	4,798,312Rp (約38,300円)	0.00%
ボゴール市 (Kota Bogor)	4,306,159Rp (約34,400円)	4,330,250Rp (約34,600円)	0.56%
ボゴール県 (Karawang Bogor)	4,217,206Rp (約33,700円)	4,217,206Rp (約33,700円)	0.00%
バンドン県 (Karawang Bogor)	3,241,930Rp (約25,900円)	3,241,930Rp (約25,900円)	0.00%
タングラン市 (Kota Tangerang)	4,309,773Rp (約34,400円)	4,340,254Rp (約34,700円)	0.56%
タングラン県 (Karawang Tangerang)	4,230,793Rp (約33,800円)	4,230,793Rp (約33,800円)	0.00%
スラバヤ市 (Kota Surabaya)	4,300,479Rp (約34,400円)	4,375,479Rp (約35,000円)	1.74%

※1Rp=0.008円にて計算、ルピアは小数点以下四捨五入、円は十円以下切り捨て
※各州知事より引用

1. 出国72時間以内のPCR検査陰性証明書
2. 10日間の指定ホテルでの隔離(事前予約可)
12/3より開始
3. ワクチン証明書(英文)
※ワクチンごとに既定の回数を接種及び接種後2週間経過

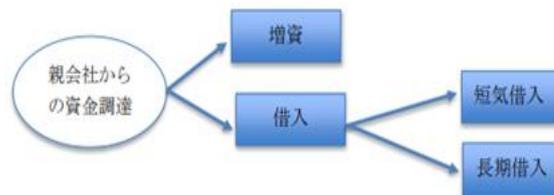
ビザ申請状況は日々更新されていますので、常に最新情報を確認することをお勧めします。

～ベトナム～

【ベトナム子会社の資金調達について】

《1. 親会社からの資金の調達方法》

親会社からの資金の調達には大きく分けて増資か借入の2つがあります。借入にも短期借入か長期借入の二つに分かれます。



【VISAの申請状況及び外国人の入国状況】

【ビザ申請 12/1時点】

種類	新規	延長
就労ビザ	可 国外にいる場合は、BKPMからの推薦状が必要。国外からの場合はワクチン証明書が必須。	可 国外からの場合はワクチン証明書が必須。
家族ビザ	可 国外からの場合はワクチン証明書が必須。	可
出張ビザ	可 国外からの場合はワクチン証明書が必須。	可 シングルビザで最高4回180日まで。

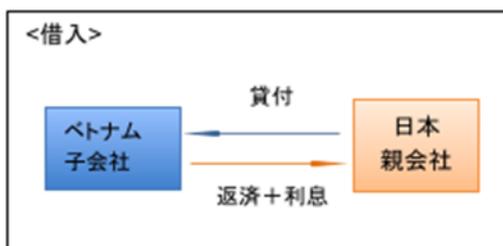
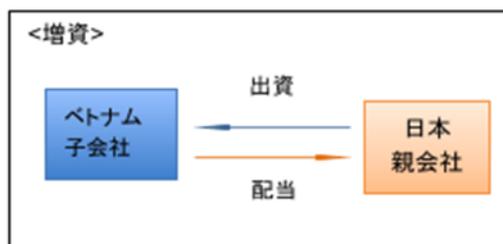
※通常の申請とは別に必要書類として、入国後の隔離措置へ同意書、ワクチン証明書が必要になります。

【入国許可】

1. E-VISA
(就労ビザ、家族ビザ、出張ビザ)
2. ITAS
3. APECカード

主な必要書類、必要事項等

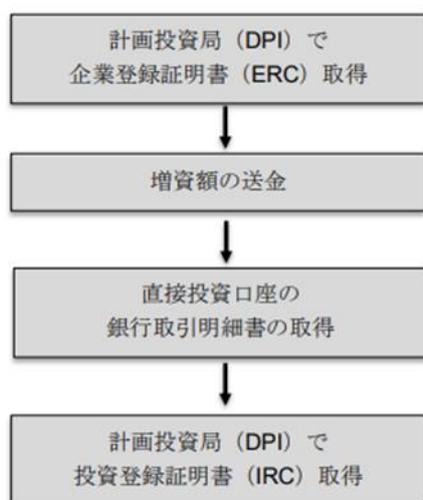
増資と借入の違いは下記の図のようになっています。



増資の場合、返済を行う必要はなく利益が出た際に配当という形で親会社に還元します。借入の場合は、黒字赤字に関係なく、返済期限内に利息と共に返済する必要があります。

《2. 増資について》

ベトナム国外親会社から増資する場合、下記の4つのステップを踏む必要があります。



増資を行う場合、ERC 及び IRC の修正が必要となります。前提として、ERC に記載のある金額は、会社設立時に最初に払い込む資金（定款資本金）で、IRC に記載のある金額は投資プロジェクト全体に必要な投資金額を予定した金額（総投資額）となっています。

手続きとしては上記の4ステップがあります。増資金額を決定したら、まず計画投資局（DPI）にオンラインで申請を行い、ERC を修正します。修正後の ERC を取得した日から 90 日以内に資本金を払い込む必要があります。その後 IRC を変更する際に銀行取引証明書を提出するため、事前に直接、取引銀行にて銀行取引明細書を取得する必要があります。最後に IRC を修正して増資の完了です。

増資のメリット・デメリットは下記のとおりです。

メリット	デメリット
限度額がない	ERC と IRC の両方を変える必要がある
返済の必要がない	貸付よりも時間がかかる
親会社利益が得られる	

増資の場合、子会社からの返済の必要もないため、利息にかかる外国契約者税の問題も発生しません。また、親会社への配当においてはベトナムでは源泉税の徴収がないため、また日本において配当の 95% は益金不算入になるため税制上優遇されます。一方、親子ローンよりも ERC や IRC の変更が必要で時間がかかることがデメリットです。

《3. 親子ローン（短期・長期）について》

親会社からの借入には①借入期間が1年以内の短期借入と②借入期間が1年以上の中長期借入と2種類があります。どちらも増資に比べると手続きがシンプルですが、それぞれにメリット・デメリットがあります。

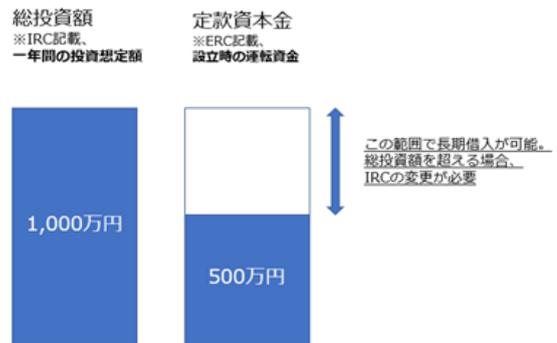
	メリット	デメリット
短期借入	<ul style="list-style-type: none"> 中央銀行に登録する必要がない 準備から借入完了まで約2か月 金利がベトナム国内外の銀行から借入するよりも低い 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内に返済できない場合、長期借入金に振り返る必要がある ※長期借入金の振替申請の期限を過ぎるとペナルティ（20～30万円）が課される 用途が一般的な運転資金に限られる

中長期借入	<ul style="list-style-type: none"> ・準備から登録完了まで約3か月 ・運転資金に限らず、設備投資等にも利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行に登録する必要がある ・限度額が決まっている（定款資本金（ERC）と総投資資本金（IRC）の差額まで） ・四半期に一度のローン報告が必要となる
短期借入/ 中長期借入	<ul style="list-style-type: none"> ・増資よりも手続きが容易 ・将来的に節税になる *借入金を返済する際に支払利息が生じ、課税所得が将来的に減る 	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額を超える場合はIRCの変更が必要となる ・返済時の支払利息に外国契約者税（5%）がかかる ・返済の期限がある

短期借入と中長期借入の手続き上の違いは中央銀行登録の有無です。中央銀行への登録は当局の窓口で直接訪問する、もしくは郵送、オンラインでも行うことができますが、オンラインによる申請の方が比較的スムーズです。企業情報（ERCやIRC）や、借入金額、使用用途、ローン契約書等の提出が求められています。

短期借入の場合、1年以内に返済する必要がありますので計画的に借り入れを行わなければなりません。万が一1年以内に返済できない場合、長期借入に振り返る必要があります。振替申請の期限は借入金の最初の引出日から1年が経過した日から30日以内と定められており、この期限を過ぎるとペナルティが課されます。

中長期借入の場合、借入の限度額が決まっており、定款資本金（ERC）と総投資資本金（IRC）の差額までとなっています。この額を超える借入を行う場合はIRCの修正が必要となってきます。



また中長期借入の場合、四半期に一度中央銀行にローン契約の状況について報告する必要があります。報告期限は、ローン契約の期間に関わらず1月、4月、7月、10月の各5日までとなっています。

親会社からの借入を行うと返済時に利息を支払うため、費用が発生して課税所得が減り、節税になります。ただ、親会社にとっては外国契約者税5%を負担しなければなりません。

《4. 資金調達の留意点》

ここまで増資、借入のそれぞれの手続きやメリット・デメリットを見てきましたが、実務上どのような点に留意すべきなのでしょうか。下記3つの留意点を見ていきます。

I 必ずしも配当ができるわけではない

増資を行った場合、親会社は子会社からの配当という形で投資を回収します。しかしながら、必ずしも子会社から配当金を受け取れるわけではありません。配当ができるのはベトナム子会社が黒字の場合のみです。ベトナム子会社が赤字で、欠損金がある場合、配当をすることが出来ません。

PL・BSのみではなく、キャッシュフロー計算書も毎月作成し、配当に充てられるキャッシュがあるのか、黒字化のタイミングはいつになるかを予測しておくことで、親会社が子会社の財

務状況を管理しておかなくてはなりません。

II 外国契約者税の発生

借入を行う場合、親会社はベトナム子会社より利息を受け取ります。ベトナムにおいて、利息がベトナム国内でサービスを提供した際の対価とみなされるため、外国契約者税が発生し、親会社が負担する必要があります。イメージとしては下記のとおりです。



親会社としては費用の支出になりますので、注意する必要があります。

III 過小資本税制について

過小資本税制とは親会社から資金を調達する際に、出資を少なくし、借入を多くすれば、子会社所属の国での税負担を軽減することができるのでそれに一定の制限をかけた制度になります。具体的には、借入をするとその分利息の支払いが発生します。利息は費用となりますので、借入をすればするほど子会社国での法人税負担が少なくなります。不当に法人税の節税をしないよう、親会社からの借入額と出資金額に一定の制限を定めています。

ただし、ベトナムにおいては現状この過小資本税制が適用されていません。しかし、導入が検討されていますので、今後この制度が設けられるかもしれませんので念頭に置いておく必要があります。

《5. 最後に》

ここまで親会社からの資金の調達方法として、増資と借入を見てきました。一般的に多い調達方法は借入ですが、昨今のコロナウイルスの影響で返済の見通しがつきにくいことから増資を選択する企業様も多いように思われます。それぞれにメリット・デメリットがありますため、親会社から資金を調達する際には、親会社及びベトナム子会社の両国の財務管理を行わなければなりません。

海外子会社の財務管理となると財務諸表の様式や言語も様々で管理が難しいとよく言われます。損益計算書と貸借対照表だけではなく、キャッシュフロー計算書や来年度の予算も見据えて財務管理をしていく必要があります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先: f-info@tokyoconsultinggroup.com

【2022年税制改正】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

2022年以降に適用される税制として、「国税規則調和法」が公布されました。所得税法、付加価値税法などの複数の税法が一括改正されるもので、2020年のオムニバス法の一環といえます。2009年以来改正されることのなかった付加価値税法を含む、企業にとって影響の大きな改正がありますので、今回はその主な改正を見ていきたいと思ひます。

＜付加価値税法＞

2009年に最初の付加価値税法が制定されて以来、インドネシアではVATの税率は10%でした。2022年4月より、税率が11%になります。また、2025年までに12%にすることが決まっています。

前述の通り、インドネシアでは付加価値税法制定以来、一度も税率を上げた経験がありません。付加価値税率を引き上げた際にどの程度消費に影響を与えるのかは、国民性等によっても異なりますが、今回のその影響度を図ることが難しいです。

以下に述べるほかの税制改正にもいえることですが、細則やガイドラインはまだ制定されていません。消費への影響を抑えるために、軽減税率や自動車奢侈税減税（免税）を検討しているようですが、まだ具体案は出ていません。また、どんな基準で4月以降の税率が11%になるのかいまのところ明確になっていません。たとえば、2022年3月に納品をして、2022年4月に請求書を発行した場合は、11%になるのか。長期にわたるプロジェクト契約で、分割払いをしている場合に、2022年4月以降は引き続き10%

いいのか等、重要な論点が多く存在します。この点、インドネシアでは法律の施行がぎりぎりになったり、場合によってはバックデートになる可能性すらありますので、今後の細則の公表を注視していく必要があります。

＜所得税法＞

所得税法の主な改正は、①個人所得税の累進課税最高税率の引き上げ②現物給付を個人課税所得へ変更 がありますが、①については、課税所得が50億ルピア（約4,000万円）以上の納税者が対象の改正です。日本でもよく金融所得課税の「1億円の壁」がよく話題になりますが、一般に高所得になればなるほど、給与所得以外の分離課税所得（株式のキャピタルゲインなど）が多くなりますので、本改正で影響を受ける納税者は全体の1%にも満たないでしょう。日本人駐在員でも、ほとんどは影響がないと思ひます。そのため、②についてより詳しく見ていきたいと思ひます。

現物給付とは、社宅や車両、携帯電話など、現金を支給するのではなく現物を支給するものです。本改正によって、現物給付が個人課税所得へ変更となりました。いままでは、現物給付は個人の課税所得ではない一方、損金不算入扱いとなっていました。すなわち、個人では非課税で、会社側で課税という建付けでした。本改正後は、逆に個人の課税所得となり、会社側で損金算入可能（給与所得扱い）ということになりました。日本人駐在員のほとんどの方は、所得税の累進課税の最高税率である30%に達していることから、追加の課税所得はすべて30%で課税されることとなります。法人税率は22%であることから、単純計算で8%のコスト増になる可能性が高いです。赤字などで法人税を支払っていない企業にとっては、それ以上のコスト増になります。

ただし、本改正後も、全従業員に対して支給

される飲食物や、業務の実施に必要な現物物資（制服など）は、個人の課税所得とはならず、かつ損金算入も可能ないわゆる「福利厚生費」となります。

インドネシアのアパートの費用などは、1年前払などの形式が多いですが、その場合に支払った年度にすべて課税されるのか、月割りで按分して課税されるのかなど、こちらも細則が待たれるところです。

＜異議申立て/税務裁判で敗訴した場合の罰金＞

税務調査の結果に不服な納税者は、地方国税局に異議申立てを行うことができますが、異議申立てが却下された場合は、未納税額に対してさらに 50%が上乘せされて罰金を科されています。また、異議申立てにも不服な場合は、税務裁判に進むことができますが、税務裁判でも敗訴した場合は、同様に 100%の罰金が科されることになっていました。これがそれぞれ 30%、60%に引き下げられました。金利を考えるとまだ非常に高い罰金であることは間違いないですが、これらの罰金の存在が、異議申立てや税務裁判に進むことを躊躇する原因となっていたことか

ら、多くの日系企業にとっては歓迎すべき改正といえると思います。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディレリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

2022 年度個人所得税の所得控除について

タイ政府は 2022 年度個人所得税の所得控除対象として、ショッピング控除を 12 月 21 日 (火) の閣議で承認し、2022 年 1 月 10 日に官報に公示されました。

詳細は右記の通りです。

※2021 年度の控除対象ではありませんので、ご注意の程お願い致します。

項目	内容
対象期間	2022 年 1 月 1 日～2022 年 2 月 15 日の対象期間内に購入、支払ったもの
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人名、住所、個人の納税者番号が記載された Tax invoice、領収書の原本 ・ Tax invoice: VAT 事業登録者からタイ国内で物品あるいはサービスの購入をした場合 ・ 領収書: 書籍 (E-BOOK/電子書籍を含む)、OTOP 商品を購入した場合
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国内での物品、サービスの購入 ・ 物品購入には、OTOP 商品 (タイの一村一品プロジェクト商品) も含まれます。
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール飲料、タバコ、車の燃料となるガソリン代、ガス代、自動車・二輪車・船の購入費用 ・ 新聞代及び雑誌 (冊子、電子媒体共に) ・ ツアー代金、宿泊費 ・ 公共料金、水道、電気、電話代、インターネット代 <p>2022 年 1 月 1 日から 2022 年 2 月 15 日の期間に支払ったサービス費用であっても、それが 2022 年 1 月 1 日以前にサービスの利用開始、または 2022 年 2 月 15 日以降に解約となるような長期サービス費用は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険料
所得控除額	所得税の控除は 30,000THB を上限とし、タイ国内の物品、サービスの購入に対して実際に支払った額を所得税控除することが可能
対象者	所得税減税の対象は「個人」に限られ、パートナーシップ及び非営利団体は含まれません。

※控除方法、禁止事項、証拠書類等の詳細については所得税に関する歳入局長通達第 418 号に定められた規則、手続き方法、条件等に従う必要があります。

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aaph.com

【URL】 <http://www.aaph.com>

国外源泉所得に対する課税

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 国外源泉所得に対する課税。2022年1～6月は特別軽減税率3%が適用
- ・ 配当金については、今後5年間、非課税を継続

<国外源泉所得に対する課税>

N子：加藤さん、明けましておめでとうございます。

加藤：おめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

N子：宜しくお願ひ致します。今日は、2022年度予算に絡む税制改正の続きですね。

加藤：はい。

N子：確か、前回は国外源泉所得に対する課税のお話の途中だったと思いますが。

加藤：そうですね。ちょうどタイミングが良かったんですね。

N子：どうはったんですか？

加藤：はい。昨年、発表された内容の一部変更に関するアナウンスがあったばかりなんです。

N子：なるほど。それはグッドタイミングですね！

加藤：はい。まずは、少しおさらいしますと、マレーシアにアセアン統括拠点を置いている会社さんや、マレーシアから他国に投資している（子会社や関連会社を持つ）会社さんなどが、他国グループ会社から受取利息やロイヤリティ収入などの国外源泉所得をマレーシアで受領する場合、2022年1月1日以降課税対象となるという改正です。

N子：確か大きな変更で、10年以上ぶりの復活なんですね？

加藤：そうですね、10数年は経っていると思います。加藤：もともと1967年所得税法パラグラフ28スケジュール6に基づき、法人税及び個人所得税が免除されていましたが（居住法人たる銀行、保険、航空・海上輸送会社については、当該免税の適用はありません）、今回の改正で、マレーシア居住者が、マレーシアで受領した国外源泉所得に対して、法人税及び個人所得税が課されることとなります。

N子：2022年1月1日から適用ですね。

加藤：はい。そこで、先日のアナウンス、具体的には昨年12月30日のアナウンスの話をさせて頂くと。

N子：良い話ですか？

加藤：まあ、そうですね。もともと、この改正が言うところの国外源泉所得には、受取利息、ロイヤリティ収入、受取配当金などが含まれると解されていたのですが、今後5年間、受取配当金が課税の対象から外れるという内容でした。

N子：なるほど。これは、国際的なルールとしても、もともと問題が有るとされていたんですね？

加藤：そうです。よくご存じですね。

N子：その辺に配慮した変更ですね。

加藤：そうだと思います。あと、個人（パートナーシップを除く）についても、今後5年間、完全に全ての国外源泉所得について、引き続き非課税という事になりました。

N子：これも、色々と細かい議論があった部分ですね？

加藤：そうです、そうです。例えば、マレーシア赴任前の日本で得た給与の一部を、マレーシアに持ってきたらどうなるかとか、ややこしい問題はあったんですが、全部吹っ飛びました。

N子：まあ、良かったですね。

加藤：はい。あと、2022年6月までは、特別税率3%が適用されます（期間終了後30日以内に特

定の手続が必要)。

N子: 国外源泉所得があるなら 2022 年 6 月までに貰うのが得という事ですね。

加藤: そうそう。国は、当該期間中にマレーシアで受領された国外源泉所得については税務監査をしないと云ってますので、「お金もないし、早いとこマレーシアに金戻してくれ」ってことですね。

N子: はい。

加藤: なお、当該期間 6 ヶ月以降は通常の法人税の枠組みで課税されることとなります(国外源泉所得を分離して、直接 24%の税金がかけられる訳ではありません)。また、外国税額控除の可否については、該当の取引ごとに、個別に私やご担当の会計事務所に相談ください。

N子: 有難うございました。

NNA 隔週記事 (出所: NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援: 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援: 移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援: バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯: +60-12-371-0369

中国個人所得税法改正の移行措置の 期限到来に伴う年一回性賞与及び 外国籍者への免税措置が延長に

上海邁伊茲諮詢有限公司

マネジメントソリューション事業部

事業部長 加藤正志氏

BPO 部長 胡鵬梅氏 (Hu Juanmei)

2021年12月29日発表・決定により「年一回性賞与」の優遇政策が延長され、これに関わる通知【財政部 税務総局公告 2021年第42号】が発表され、2023年12月末まで延長されることとなりました（詳細は以下1を参照）。さらに、これに続き2021年12月31日夕方において、外国籍者が取得する住宅費用、子女教育費等の免税優遇政策の期限も同様に、2023年12月31日まで延長される旨の通知【財政部 税務総局公告 2021年第43号】が合わせて発表されました（詳細は以下2を参照）。従って、本稿では当該延長内容について、説明します。

1. 年一回性賞与の優遇措置の延長

【国务院常务会议の決定の内容】

①年一回性の賞与を当月給与所得に含めず、単独で個人所得税を計算する政策を2023年12月末まで延長する。

②追納が必要であるが年間総合所得収入が12万円を超えない、もしくは個人所得税確定申告における追納額が400円を超えない場合の追納免除政策を2023年12月末まで延長する。

③上場企業の株式インセンティブ報酬に対して単独で個人所得税を計算する政策を2022年12月末まで延長する。

【年一回性賞与の計算方法(2023年12月末まで)】

年一回性賞与額を12で割った金額に対する適用税率及び速算控除額を賞与額全体に対して使用することにより、個人所得税額が軽減されます。

計算公式：

年一回性賞与に対する個人所得税＝

年一回性賞与収入×適用税率－速算控除額

※2023年12月末までの期間においても、居住者が取得する年一回性賞与を年度総合所得に含め個人所得税を計算することもできます。

2. 外国籍者に対する免税優遇政策の延長

【外国籍個人が取得する手当等の個人所得税優遇政策の継続実施に関する公告（財政部 税務総局公告 2021年第43号）の主な内容】

「個人所得税法改定後の関連優遇政策の移行問題に関する通知」（財税〔2018〕164号）に規定された外国籍個人が取得する手当に関連する優遇政策の期限を2023年12月31日まで延長する。

【今後の対応及び各政策に基づく課税所得額、個人所得税額の試算】

上記の公告に基づき、外国籍者については、引き続き、「免税優遇政策」もしくは「専項附加控除」の選択を行います。なお、免税優遇政策及び専項附加控除による各課税所得額、個人所得税額は次頁の通りです（専項附加控除を選択する場合、課税所得額が増加し個人所得税額も同様に増加します）。

各選択項目の課税所得額及び個人所得税年額の
計算例（個人所得税は個人負担で計算）：

・延長された免税優遇政策に基づく課税所得額
及び個人所得税額

・税込給料: 30,000 元/月 → **課税**
 ・社宅家賃(会社負担): 15,000 元/月 → **免税**
 ・子女(1名)教育費(会社負担): 5,000 元/月 → **免税**
 ・高齢者扶養: 免税優遇政策を適用するため **控除不可**
 ・基礎控除: 5,000 元/月
⇒ 課税所得月額: 25,000 元(課税所得年額 300,000 元)、個人所得税年額: 43,080 元

・専項附加控除に基づく課税所得額及び個人所得
税額

・税込給料: 30,000 元/月 → **課税**
 ・社宅家賃(会社負担): 15,000 元/月
 → **課税処理の上、控除 1,500 元/月(上海市金額)**
 ・子女(1名)教育費(会社負担): 5,000 元/月
 → **課税処理の上、控除 1,000 元/名/月**
 ・高齢者扶養: **控除 2,000 元/月**
 (兄弟なし。扶養人数に関わりなく 2,000 元が限度)
 ・基礎控除: 5,000 元/月
⇒ 課税所得月額: 40,500 元(課税所得年額 486,000 元)、個人所得税年額: 92,880 元
 ※(給与 30,000 + 家賃 15,000 + 子女教育費 5,000)
 - (基礎控除 5,000 + 住宅控除 1,500 + 子女教育
 控除 1,000 + 高齢者扶養 2,000) = 40,500 元

なお、2022 年度も引き続き免税優遇政策を選択
される場合において、既に個人所得税アプリで
2022 年度分専項附加控除適用必要事項を入力・ア
ップロードされている方については、2022 年 1
月度分個人所得税申告前に削除・更新が必要とな
ります。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土
に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天
津、成都、広州、香港)を展開しており、現地ス
タッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援
をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ
販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清
算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。